ＯＩ））の構築を推進する。
　また，大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発を推進するとともに，知的財産の活用やそのための産学連携体制の整備を促進する。

基本施策１６　外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】
○　グローバル化が加速する中で，日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
○　このため，「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし，英語をはじめとする外国語教育の強化，高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進，大学等の国際化のための取組（秋季入学に向けた環境整備，海外大学との国際的な教育連携等）への支援，国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定，適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施するとともに，意欲と能力ある全ての日本の若者に，留学機会を実現させる。

【主な取組】

１６－１　英語をはじめとする外国語教育の強化
・　新学習指導要領の着実な実施を促進するため，外国語教育の教材整備，英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成，外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる，戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。また，英語教育ポータルサイトや映像教材による情報提供を行い，生徒の英語学習へのモチベーション向上や英語を使う機会の拡充を目指す。大学入試においても，高等学校段階で育成される英語力を適切に評価するため，ＴＯＥＦＬ等外部検定試験の一層の活用を目指す。
・　また，小学校における英語教育実施学年の早期化，指導時間増，教科化，指導体制の在り方等や，中学校における英語による英語授業の実施について，検討を開始し，逐次必要な見直しを行う。
・　教員の指導力・英語力の向上を図るため，採用や自己研鑽（じこけんさん）等での外部検定試験の活用を促すとともに，海外派遣を含めた教員研修等を実施する。また，国際バカロレアの普及のためのフォーラムや教員養成のためのワークショップを開催するとともに，ディプロマプログラム（ＤＰ）（※）の一部科目を日本語で行う日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語ＤＰ）の開発を行う。
※ 国際的な大学入学資格を得ることができる，１６～１９歳を対象としたプログラム。

１６－２　高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進
・　日本人の海外留学者数の大幅な増加（２０２０年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：６万人から１２万人，高校：３万人から６万人））を目指し，高校，大学等における留学機会を，将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため，留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進，給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また，地域や高校，大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに，関係府省と連携し，

就職・採用活動開始時期を変更し，留学しやすい環境を整備する。
　さらに，様々な交流機会の提供（外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等）や，子どもたちに国際的な視野を持たせ，留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。
・　「留学生３０万人計画」の実現を目指し，大学等の国際化に向けた体制整備，奨学金等の経済的支援，海外拠点を活用した留学フェア等の実施，外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに，留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど，優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

１６－３　高校・大学等の国際化のための取組への支援
・　グローバル化に対応した教育を行い，高校段階から世界で戦えるグローバル・リーダーを育てる。このため，語学力とともに，幅広い教養や問題解決力等の国際的素養を身に付けさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する。
・　グローバル社会に対応するため，我が国の大学等の徹底した国際化を広く促進し，国際通用性の向上を図る。特に，国際通用性の高い教育組織・環境を備え，国際競争力を有する拠点大学を形成するため，英語での授業の実施，外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用などに取り組む大学への重点的な支援を行う。また，国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について，各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。さらに，海外大学との共同プログラムの構築等の多様な連携を促進する。
・　大学・短期大学，高等専門学校，専門学校等における職業教育の質を保証し，国際的な通用性を確保するため，学修成果を海外で証明できる仕組みの構築や，海外の学校との共同プログラムの実施等を行う。

１６－４　国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策９－５の再掲）